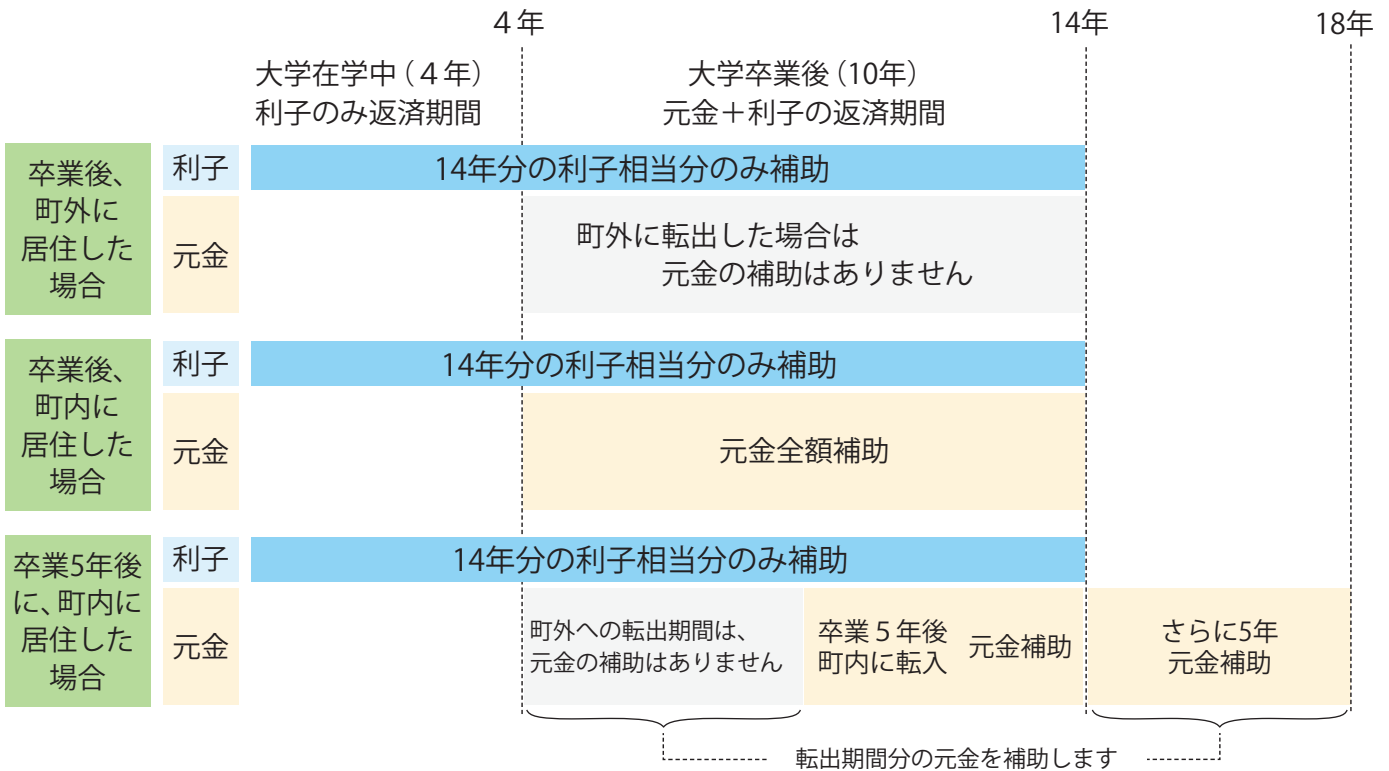


■イメージ図（金融機関から大学在学時に「リサイクル未来創生ローン」を利用した場合）



■申請に必要な条件や申請書類一覧

申請できる方の補助金受給条件	① リサイクル未来創生奨学ローンの貸与を受け、当該奨学ローンを返済していること ② 町税等を滞納していないこと ③ 元金相当分の交付を受けることができる方は、奨学生が卒業後10年以内に住民登録し、その後転出することなく現に居住していること （ただし、転出した場合は交付を受けることができません）
補助金の額	● 申請する年度に返済した利息（全ての方が対象） ● 元金の支払いについては、借入額の10分の1を毎年度払い （卒業後、10年以内に奨学生が町内に居住している期間）
交付申請	① 大崎町リサイクル未来創生奨学金償還補助金交付申請書 …………… 教育委員会管理課 ② 金融機関が発行するリサイクル未来創生奨学ローンの返済額の証書 …… 金融機関 ③ 現住所を証する書類（戸籍附票） …………… 住民環境課 ④ 世帯全員の納税証明書 …………… 税務課 ※元金請求の場合は、本人（奨学生）申請となります
申請	毎年3月（3月返済日以降に申請） ※上記の①から④の書類を教育委員会管理課へ3月末日までに申請
補助金支払い	審査決定後、遅滞なく交付

大崎町リサイクル未来創生奨学金制度の説明会を実施します！

期日：2月13日(水) 午後7時から

場所：大崎町中央公民館 第1会議室(2階)

大崎町リサイクル未来創生奨学金制度について、わかりやすく説明いたしますので、ぜひご参加ください！



【前回の説明会の様子】